

# 医療法人三省会 行動計画

さらなる女性活躍推進に向けて次のように行動計画を策定しワークライフバランスを高めると共に離職防止を図る。【女性活躍推進法】

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 5年 3月31日までの3年間

2. 当法人の課題

- |   |
|---|
| 1 看護師他、医療従事スタッフの不足<br>2 部門、職種により有休休暇取得率にばらつきがある |
|---|

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1 男女別の再雇用又は中途採用の実績 対前年比3%増加
-------------------------------

<取組内容>

- 令和2年4月～ ハローワーク、採用コンサルタントの通年利用  
令和5年3月
- 令和2年4月～ 定年を迎える看護師等の再雇用の為の面接実施  
令和5年3月
- 令和2年4月～ 離職防止策の検討
- 令和3年4月～ 入職後節目経過(1年、3年)職員への聞き取り調査
- 令和4年4月～ 調査結果を職場にフィードバック。労働環境の改善に繋げる

目標2 有給休暇取得率 対前年比5%増加
----------------------

<取組内容>

- 令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況を各所属長へ連絡し、目標値を設定
- 令和3年4月～ 目標未達成部署の分析。(人員の充足度、仕事量等の調査)  
必要に応じ採用活動、業務調整を行う。